

[当連結会計年度] (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	166,040	29,256	195,296	5,059	200,356	—	200,356
セグメント間の内部経常収益	861	392	1,253	1,651	2,905	△2,905	—
計	166,902	29,648	196,550	6,711	203,262	△2,905	200,356
セグメント利益	39,348	1,226	40,575	3,275	43,850	△61	43,788
セグメント資産	10,797,074	87,562	10,884,637	52,386	10,937,023	△118,805	10,818,218
セグメント負債	10,258,142	71,092	10,329,235	23,104	10,352,340	△107,217	10,245,122
その他の項目							
減価償却費	5,320	691	6,012	64	6,076	117	6,193
資金運用収益	106,109	19	106,128	15	106,143	△335	105,807
資金調達費用	39,770	320	40,090	—	40,090	△311	39,779
持分法投資利益	166	—	166	—	166	△24	141
特別利益	210	—	210	—	210	—	210
(固定資産処分益)	(210)	(—)	(210)	(—)	(210)	(—)	(210)
特別損失	1,013	—	1,013	2	1,016	—	1,016
(固定資産処分損)	(226)	(—)	(226)	(2)	(228)	(—)	(228)
(減損損失)	(787)	(—)	(787)	(—)	(787)	(—)	(787)
税金費用	10,232	531	10,763	1,093	11,857	△1	11,856
持分法適用会社への投資額	1,477	—	1,477	—	1,477	—	1,477
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,142	825	6,967	32	7,000	288	7,289

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送業務及び現金自動設備の保守等業務並びに証券業務、保証業務、経営コンサルティング業務、ファンドの組成・運営業務を含んでおります。
3. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) セグメント利益の調整額△61百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額△118,805百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (3) セグメント負債の調整額△107,217百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (4) 減価償却費の調整額117百万円は、セグメント間取引消去額並びに連結上「有形固定資産」及び「無形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。
- (5) 資金運用収益の調整額△335百万円、資金調達費用の調整額△311百万円、持分法投資利益の調整額△24百万円、税金費用の調整額△1百万円はセグメント間取引消去等であります。
- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額288百万円は、リース投資資産からの振替額であります。
4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

連結リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

	2023年3月31日	2024年3月31日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	25,504	29,228
危険債権	41,706	36,684
要管理債権	48,768	42,163
三月以上延滞債権	3,645	6,385
貸出条件緩和債権	45,122	35,778
合計	115,979	108,076
正常債権	5,997,902	6,419,241
総与信	6,113,881	6,527,317

- (注) 1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は上記のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。
2. 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- (2) 危険債権
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- (3) 要管理債権
要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。
- (4) 三月以上延滞債権
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- (5) 貸出条件緩和債権
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めの行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (6) 正常債権
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)～(5)までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。